

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年12月25日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	放水口放射線モニタサンプルポンプにおいて、不具合(ポンプ吸込ストレーナ閉塞によるポンプ停止)が認められたため、当該ストレーナを清掃。なお、放水口放射線モニタが停止している期間については放水口海水の放射線分析を行い評価。	対象外	
2	4号機	計装用圧縮空気系除湿装置(A)において、不具合(電磁弁の異音)が認められたため、当該電磁弁を交換。	GIII	
3	1・2号廃棄物処理設備	換気空調系廃棄物処理建屋冷凍機膨張水槽補給弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
4	1・2号廃棄物処理設備	換気空調系廃棄物処理建屋冷凍機膨張水槽ドレン弁において、不具合(弁ハンドルが空回りして開閉操作できない)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
5	3・4号廃棄物処理設備	低電導度廃液系フィルタエレメント洗浄温水器用加熱蒸気戻り系蒸気トラップにおいて、入口側フランジ部に蒸気凝縮水の漏えい(1滴/16秒、非放射性)が認められたため、当該フランジ部を点検・修理。なお、受け皿設置及びフランジ部の養生実施。	GIII	